平成２２年（フ）第５０９８号
大阪府豊中市原田元町２―25―21大島ビル１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地神戸市兵庫区西橘通１丁目１番20号
破産者　ベースシステム兵庫有限会社
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１１８号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目14番１号
破産者　有限会社濵口工業
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７１号
堺市堺区東雲西町１丁２番７号、東京事務所東京都千代田区飯田橋３丁目11番４号
破産者　株式会社ウィッパーズ
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８５３号
大阪府柏原市国分市場２丁目２番25号
破産者　国分通信株式会社
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
愛媛県新居浜市国領１丁目1847番地１
破産者　有限会社伸生薬品
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第７７号
大分県玖珠郡玖珠町大字小田1592番地
破産者　有限会社尾方組
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１８４６号
札幌市中央区南１条西24丁目１番６号
破産者　株式会社穴吹工務店札幌
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６４号
東京都八王子市西寺方町441番地　でうらコーポ201号
破産者　老沼　　実
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５６５号
東京都八王子市西寺方町441番地　でうらコーポ201号
破産者　老沼ウメ子
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３２０１号
横浜市旭区二俣川２丁目58番地
破産者　株式会社平友工務店
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５８４号
横浜市栄区小管ケ谷２丁目11番２号
破産者　有限会社明秀堂
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８４５号
横浜市金沢区福浦２丁目６番地の７
破産者　株式会社木川製作所
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８６３号
横浜市南区新川町１丁目１番地７
破産者　有限会社フジファースト
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９０号
福井県大野市弥生町５番22号
破産者　大営建設株式会社
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
静岡県浜松市南区瓜内町1132番地
破産者　石原エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
島根県安来市下坂田町105番地６
破産者　山専産業有限会社
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６１号
松江市矢田町76番地16　コーポ松浦１号、前住所島根県安来市飯島町429番地４
破産者　湯浅　哲生
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１７０７０号
東京都立川市曙町３丁目47―７、開始決定時の住所東京都立川市錦町３丁目９―３
破産者　田嶋　　栄
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２０９号
千葉県船橋市古和釜町794―３
破産者　湯浅　晴代（旧姓谷口）
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４１０号
神奈川県横浜市戸塚区品濃町538―３―702
破産者　田川　邦夫
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５２１号
新潟県南魚沼市田崎206―１
破産者　山崎みどり
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９８６号
東京都練馬区中村北２丁目13―14―405
破産者　大原久美子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部